

75歳以上の方と65歳～74歳で一定の障がいのある方が対象

長寿医療制度のお知らせ

後期高齢者医療制度

1 6月以降の保険料のお支払い方法

6月または7月にお送りする「保険料額決定通知書」等でお支払い方法をご確認ください。

●昨年10月以降年金によるお支払いのなかった方

保険料の軽減により、昨年8月の年金のお支払いで平成20年度保険料のお支払いが終わった方は、平成21年度保険料のお支払い方法が、年度途中で変わります。

9月までは
納入通知書または
口座振替によるお支払い
10月以降は
年金からのお支払いとなります

●平成20年度保険料を納入通知書または口座振替によりお支払いの方

(お支払い方法を、年金から口座振替に変更された方を含みます。)
(年金額が変わることなどにより、年金からのお支払いとなる場合があります。)

納入通知書または
口座振替による
お支払い

●昨年10月2日から同年12月1日までに加入された方

6月の年金から、お支払いが始まります。
(保険料額は6月15日までに送付する「仮徴収額決定通知書」等でご確認ください。)

●4月に年金よりお支払いの方

6月が今年度2回目のお支払い月です。(4月と同額でのお支払いになります。)

年金による
お支払い
※年金額が変わることなどにより、
納入通知書または口座振替による
お支払いとなる場合があります。

※納入通知書または口座振替によるお支払いの場合、お支払い時期や回数等は、市町村により異なりますので、ご不明な点はお住まいの市町村の長寿医療制度担当へお問い合わせください。

※年金によるお支払いから口座振替に変更となる時期は、お申し出の時期により異なります。

保険料のお支払い方法を「口座振替」に変更できます。

口座振替への変更をご希望される方は、お住まいの市町村の長寿医療制度担当窓口へお申し出ください。

※ご注意いただきたいこと

- ①口座振替へ変更しても、年間の保険料は変わりません。
- ②既に年金によるお支払いから口座振替への変更手続きをされている方は、改めてお申し出いただく必要はありません。
- ③国民健康保険料(税)を口座振替によりお支払いになられていた方も、長寿医療制度へ加入された場合は、お手数ですが、再度口座振替の手続きが必要となります。
- ④保険料の支払い額は、所得税や個人住民税の社会保険料控除の対象となります。なお、加入者本人以外の口座からお支払いの場合は、支払われた方の社会保険料控除の対象となります。

●お申し出の際に必要なもの

- 「本人の保険証」
- 「口座振替の預金通帳とお届け印」

2 保険料の計算方法

保険料の計算方法は、平成20年度と変わりません

保険料は、加入者全員が負担する「均等割」と、前年の所得に応じて負担する「所得割」の合計額です。年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割になります。

均等割
【1人当たりの額】
43,143円

+

所得割

【本人の所得※に応じた額】
(昨年所得-33万円)×9.63%

=

1年間の
保険料
(限度額50万円)



所得とは?

収入から必要経費(公的年金等控除額や給与所得控除額など。)を差し引いた額であり、社会保険料控除、医療費控除、配偶者控除などの「所得控除」を適用する前の額です。なお、遺族年金や障害年金は、収入に含まれません。

名寄市、島牧村、黒松内町、占冠村、美深町、中川町、初山別村、礼文町、利尻町、利尻富士町、清里町、西興部村、更別村、陸別町および鶴居村にお住まいの方は、北海道の平均より老人医療費が20%以上低かったため、1年間の保険料は、上記の計算方法よりも低い設定となっています。

3 保険料の軽減

保険料の軽減の一部が変更になりました

① 所得に応じた軽減

均等割の軽減 …所得に応じて、均等割が以下のとおり軽減となります。

所得が次の金額以下の世帯	平成20年度の均等割		平成21年度の均等割	
	軽減割合	均等割額	軽減割合	均等割額
33万円かつ加入者全員が年金収入80万円以下で他の所得がない	8.5割軽減	6,300円	9割軽減	4,300円
33万円 ※平成21年度の軽減割合が、昨年度に引き続き「7割軽減」から「8.5割軽減」へ変更になりました	8.5割軽減	6,300円	7割軽減 ↓ 8.5割軽減	12,942円 ↓ 6,300円
33万円+(24万5千円×世帯主以外の加入者数) ※単身世帯の方は、該当しません	5割軽減	21,571円	5割軽減	21,571円
33万円+(35万円×世帯の加入者数)	2割軽減	34,514円	2割軽減	34,514円

- ①軽減は、加入者と世帯主の所得の合計で判定します。加入者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。
②65歳以上の方の公的年金等に係る所得については、公的年金等控除額のほかに15万円(特別控除額)を差し引いた金額で判定となります。

計算例	年金収入	公的年金等控除額	特別控除額	軽減判定の所得
	168万円	120万円	15万円	33万円

所得割の軽減 …加入者個人の所得で判定します。

平成20年中の所得から33万円を差し引いた額が58万円以下の方は、所得割が5割軽減となります。

② 会社などの健康保険の被扶養者であった方の軽減

平成21年度は、均等割が9割軽減となり、年間の保険料額は**4,300円**です。

会社などの健康保険の被扶養者であった方の保険料

平成20年度保険料
(10~3月分)
2,100円



平成21年度保険料
(4~3月分)
4,300円

※平成20年度は、4~9月分の保険料を半年間凍結し、10~3月分は均等割を9割軽減としていましたが、平成21年度保険料は12ヶ月分となります。

会社などの健康保険とは?

全国健康保険協会管掌健康保険や組合管掌健康保険、共済組合など、いわゆるサラリーマンの健康保険のことです。市町村の国民健康保険や国民健康保険組合は、含まれません。

※「② 保険料の計算方法」の欄に記載されている市町村にお住まいの方は、軽減後の均等割額が上記の金額と異なりますので、ご注意ください。詳しくは、お住まいの市町村の長寿医療制度担当へお問い合わせください。



健康診査を受けましょう

糖尿病などの生活習慣病の早期発見や予防を図るためには、定期的な健康診査が重要です。健康診査は、お住まいの市町村で受けられます。詳しくは、お住まいの市町村へお問い合わせください。

新型インフルエンザにご注意ください

通常のインフルエンザと同様に、人混みでのマスク着用、うがい・手洗いの励行、必要な時以外は人混みを避けるなどの予防策が有効です。また、早期に発見し治療を受けることが重要です。症状がある方は、早めに最寄りの保健所に設置している「発熱相談センター」に連絡をしてください。

●お問い合わせ先

お住まいの市町村の
長寿医療制度担当課または

北海道後期高齢者医療広域連合

【住所】 〒060-0062
札幌市中央区南2条西14丁目
国保会館内
【電話】 **011-290-5601**
【FAX】 **011-210-5022**
【電子メール】 webmaster@iryokouiki-hokkaido.jp
【ホームページ】 http://iryokouiki-hokkaido.jp/

発行月:平成21年6月